

# 日中一時支援事業

## 事業内容

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する。就労支援を「タイムケア」、一時的休息を「レスパイト」と呼ぶ。

## 対象者

タイムケア：家族が就労のため監護ができない小学校から高等学校に就学している障害児（者）

レスパイト：タイムケア以外の障害児（者）

医療機関利用者：医療行為を必要とする遷延性意識障害児（者）・重症心身障害児（者）

## 運営基準等

提供時間帯において、従業者を1名以上配置していること。（サービス提供に支障がない範囲内で兼務を可とする。）

日中活動室、洗面所、便所を有し、利用に必要な広さを確保すること。

サービス提供にあたっては、利用者と契約を締結すること。

サービス提供時に賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行うこと。

サービス提供記録（時間のみ）を整備しておくこと。

利用者負担金を利用者から受領すること。

医療機関にあっては、緊急的な医療行為が可能な体制であること。

## 補助金額

時間区分	一般	医療機関利用
1時間以上	2,000円	4,000円
以後30分ごと	250円	1,000円
送迎加算(片道)	500円	500円

（いずれも利用者負担分を含む。）

支給量：タイムケア 23日/月

レスパイト 8日/月

同日に、障害福祉サービスの日中系サービスとあわせて利用はできない。

## 利用者負担

補助金額の1割

生活保護世帯・市民税非課税世帯：無料

（18歳以上の障害者については、世帯の範囲は本人及び同一世帯に属する配偶者のみ）

おやつ代、日中活動にともなう材料費については、契約による金額

## 補助金の交付申請

日中一時支援提供実績票に補助金交付申請書を添付して、翌月10日までに申請すること。

補助金の交付は、翌々月末までに行う。